

吹田市中学校給食在り方検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 吹田市立中学校における給食事業の今後の在り方について広く意見を聴くため、吹田市中学校給食在り方検討会議（以下「会議」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、構成員10人以内で組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度学校教育部長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 吹田市立の中学校の校長又は教員
- (3) 学校教育関係者

(座長)

第3条 会議に座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会議に副座長を置き、座長が指名する。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催日程)

第4条 会議は、その目的が達成されたと学校教育部長が認めるときまで、必要に応じて開催するものとする。

(意見の聴取等)

第5条 会議は、必要に応じ、構成員以外の者に検討会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、学校教育部保健給食室において処理する。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会議の意見を聴いて座長が定める。

付 則

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、会議が第4条に規定する会議を終了した日限り、その効力を失う。